

令和7年度 地域連携推進会議

日時 令和8年3月30日（月）10時～

場所 島ホーム

1. 開会の言葉
2. 施設長挨拶
3. 出席者紹介
4. 会議の目的・事業所概要説明
5. 日常生活の様子報告
6. 権利擁護の取り組み
7. 防災対策・災害対策の取り組み
8. 今後の課題
9. 意見交換・ホーム見学
10. 閉会

事業所紹介

社会福祉法人 秀溪会

法人の理念

— ともに生きる —

1. 一人ひとりを大切にします
2. 安心して暮らせる環境を作ります
3. 地域の活性化に貢献します

障がい福祉サービス事業所 秀溪園

障がい者生活支援センタータイレン

児童発達支援事業

生活介護事業所 ぽけっと

共同生活援助(グループホーム)

なごみ37番館(定員10名)

なごみ33番館(定員5名)

島ホーム(定員4名)

島ホーム2(定員4名)

なごみ35番館(※サテライト型)

※期限が3年となっており、

一般の住宅支援を行うタイプのホーム。

令和7年度 地域連携推進会議 会員名簿（五十音順）

氏名	備考
伊藤 俊臣	南糸原民生委員
滝口 玲子	手野上民生委員
都留 啓一	福祉関係者
照山 義勝	手野上区長
難波 秀敏	南糸原区長
藤原 三義	利用者代表
松本 さより	保護者代表
古城 芙美枝	施設長
深田 聡子	サービス管理責任者

グループホームについて

※グループホームとは※

障がいのあるかたが、世話人等の支援(食事の提供、健康管理、金銭管理の援助、日常生活に必要な相談・援助)を受けながら地域生活を送る居住の場です。

※費用について※

運営にかかる費用は法人負担が原則ですが「家賃、食材料費、光熱水費、日常生活品などの費用」などは利用者負担です。

世話人の業務内容について※

1. 日常生活における相談・援助

個別支援計画に基づいた支援をおこない、相談に応じたり助言をしたりする。

2. 食事の提供

食事の提供を行う。

3. 健康管理

健康状態のチェック。

保健・衛生・服薬・通院の支援。

必要に応じて受診の同伴。

4. 金銭管理

金銭管理が必要な入居者の金銭管理に関する援助。

出納、記録。

5. 諸記録の整備

個別支援計画に沿った支援の記録、健康状態や日常生活についての記録、給食や経理に関するものの記録。

6. 関係事業所への報告・連絡

入居者の健康状況、生活状況を報告する。

非常事態(災害・事故等)またはそのおそれがあるときは、すみやかに連絡する。

毎月末に、その月の会計(食材料費、光熱水費、その他)状況の報告をする。

7. その他

入居者の日常生活が円滑にすすめられるために必要な援助。

※世話人は・・・※

1. 入居者のプライバシーを守らなければならない。

援助で知り得たことを他言してはならない。

2. 保護的・指導的にならない。

入居者の自立心を支援し、年齢にふさわしく接すること。

ご利用者の状況 (R8 年 3 月現在)

入居者 22 名

なごみ 37 (10 名) なごみ 33 (4 名) なごみ 35 (1 名)

島ホーム (3 名) 島ホーム 2 (4 名)

主な日中活動

就労継続支援 B 型・・・秀溪園・ハウエン

生活介護・・・ぽけっと

地域活動支援センター・・・樹の実園

一般就労

グループホームの 1 日

6:00

世話人が出勤してきます。

6:00～10:00 までいます。(休日は～13:00)

起床 朝食 出かける準備をします。

8:00

バス、送迎バス、送迎車で出勤します。

日中

日中は会社や事業所で活動します。

休日は自由に過ごします。12:00 休日はホームで昼食です。

世話人は 16:00～21:00 までいます。(休日は 15:00～)

16:00～17:00

帰宅

18:00

夕食 入浴 洗濯 部屋の掃除等

就寝まで自由に過ごします。

～21:00

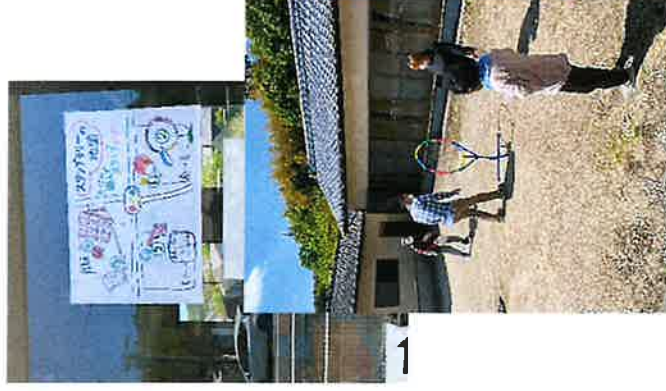
世話人が退勤します。

明日に備えて早めに寝ましょう。



R7年度 グループホームでの暮らしの様子・行事

4月	移動支援利用3名	
5月	GWのレクレーション11名参加 ほたる祭り13名参加	
6月	移動支援利用3名	
7月	移動支援利用6名	
8月	避難訓練(火事) 手をつなぐ親の会13名参加	
9月	移動支援利用5名	
10月	避難訓練(地震) 卓球バレー10名参加(国東市障がい者の学び支援事業)	



11月	3B体操10名参加(国東市障がい者の学び支援事業) 国東市一斉避難訓練に参加	移動支援利用5名
12月		移動支援利用3名
1月	初詣12名参加	移動支援利用4名
2月	生涯学習フェスタ参加	
3月	秀溪祭り13名参加	移動支援利用4名



権利擁護の取り組み

当ホームでは、ご利用者一人ひとりの尊厳と権利を守り、安心して地域で生活できるよう、次の取り組みを行っています。

1. 虐待防止の取り組み
 - ・虐待防止委員会の設置
 - ・年1回以上の職員研修
 - ・虐待防止マニュアルの整備
 - ・職員間での情報共有

2. 身体拘束の適正化
 - ・原則として身体拘束は行わない支援
 - ・やむを得ない場合は委員会で検討
 - ・記録検証再発防止の実施

3. ご利用者の意思決定支援
 - ・本人の希望を大切にした支援
 - ・分かりやすい説明
 - ・本人の選択を尊重した生活支援

4. 苦情相談体制
 - ・第三者委員会の設置

5. プライバシーの保護
 - ・個人情報の適切な管理
 - ・個室や生活空間の尊重
 - ・写真掲載の同意確認

防災対策・災害対策の取り組み

1. 避難訓練
 - ・年3回の避難訓練

2. 災害対策研修・訓練の実施

3. 災害対策マニュアルの整備
 - ・災害時の連絡体制の整備

今後の課題

1. 災害時の支援体制
 2. 職員不在の時間帯の対応
 3. 地域との関わり
 4. ご利用者・世話人の高齢化
-